

水質モニタリング手法の的確化・効率化に向けた検討について

I 背景・経緯

水環境の状況を的確に把握することは水環境行政の要諦であることから、我が国では、激甚な公害にみまわれた昭和40年代以来、地方公共団体等の多大な努力によって、高度な水質監視体制を構築してきた。

近年、地方公共団体等が実施する公共用水域及び地下水の水質常時監視は、新規の環境基準項目や要監視項目等が追加されるとともに類型指定水域も増加する傾向にある中で、平成17年度から、いわゆる三位一体補助金改革により、地方公共団体の水質常時監視に対する国の補助制度が廃止され、地方公共団体に税源移譲されることとなった。

しかしながら、地方自治体においては、水質監視業務に係る予算や人員が削減されるなど厳しい状況にあり、水質測定地点や頻度等の削減により、適切な水質監視体制の維持が困難になることが危惧されている。

こうした背景を踏まえ、各地方公共団体においてその裁量を活かしつつ、水質常時監視が確実に執行されることを担保するための仕組みを構築するため、平成17年度以降、有識者及び地方公共団体実務者で構成する検討会を設置し、調査・検討を進めてきているところである。

II これまでの検討概要

平成17年度には、モニタリング地点や頻度の基準設定の考え方や効率化のための手法等、効率的かつ効果的な環境モニタリングの在り方について検討を行い、「今後の水質モニタリングのあり方について（中間報告）」を取りまとめ、水質常時監視に関する「処理基準」の改正を行った。

平成18年度には、「あり方について」で示された考え方をさらに具体化するため、地方公共団体に対してアンケート調査を行い、モニタリングの効率化等に関する実態を把握するとともに、今後検討すべき課題の整理を行った。

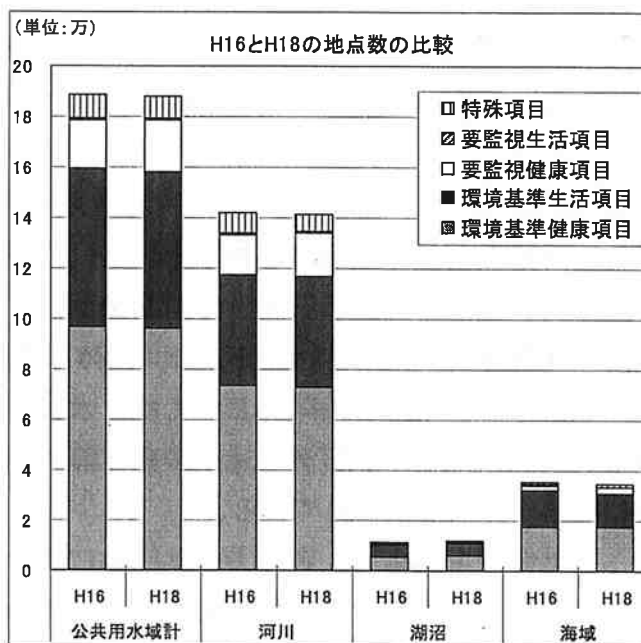
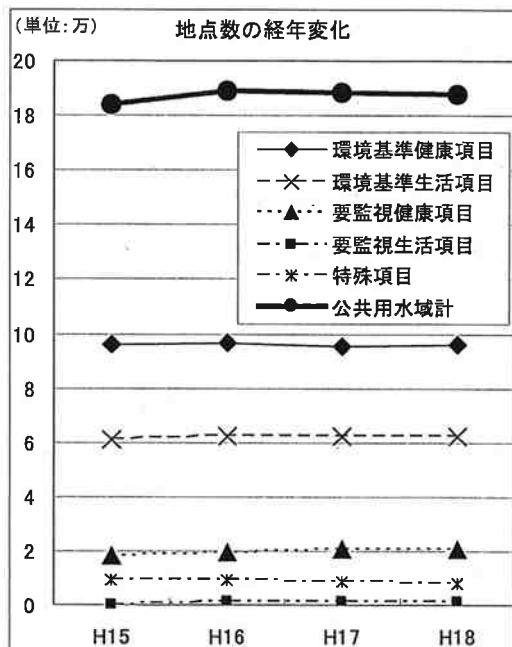
III 今後の進め方

今後、これまでの検討結果を踏まえ、都道府県等が行う測定計画作成等、水監視業務の的確化・効率化の推進に資するよう、モニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法等について広く都道府県等を示すための「測定計画策定の手引き（仮称）」を策定することとしており、平成19年度には、主に以下の項目について、検討会での検討を行う。

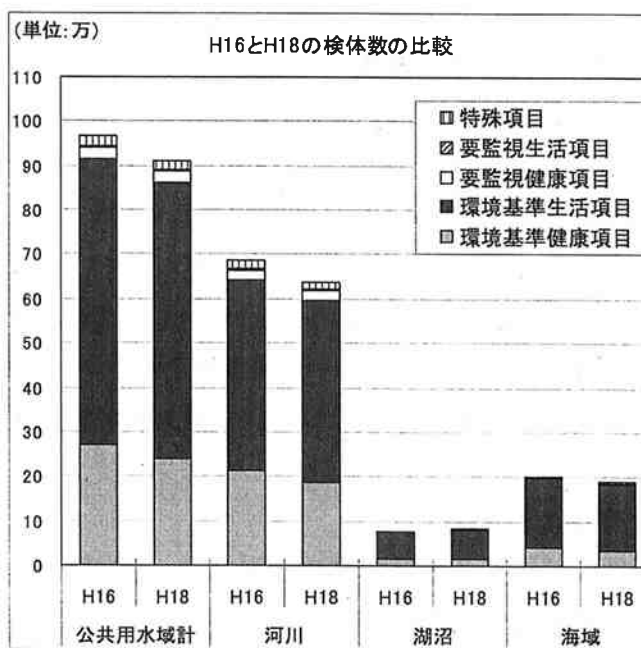
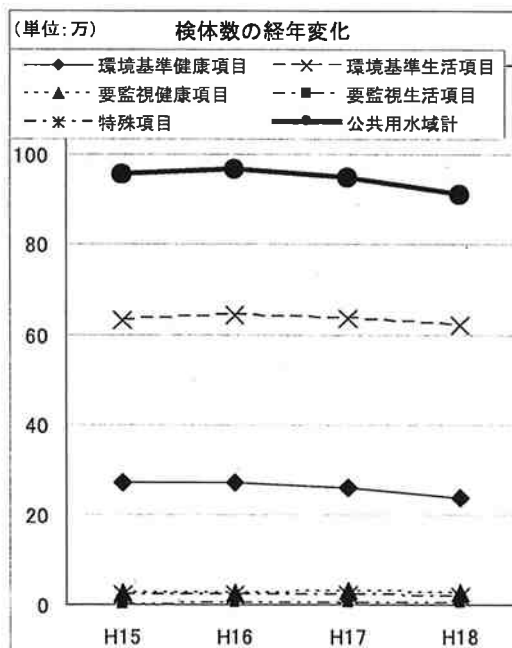
- ・モニタリング体制の定量的な評価手法
- ・効率化等の具体的な方策
- ・民間委託と精度管理のあり方
- ・測定結果の集計・公表・活用方策
- ・国内外の事例収集・取りまとめ

(参 考)

公共用水域水質測定の地点数・検体数の推移について



地点数の経年変化、H16→H18 の地点数の比較



検体数の経年変化、H16→H18 の検体数の比較

注: 1) いずれのデータも測定計画ベースのものである。

2) 地点数及び検体数は各項目の累計とした。